

大谷荘デイサービスセンター指定通所介護事業所

通所介護

〈サービス利用料金（1回あたり）〉 1割負担

次ページの料金表によって、利用者の要支援又は要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。

要介護度	基本単位	入浴	中重度者ケア体制加算	サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	単位合計
要介護1	655	40	45	22	45	9	816
要介護2	773	40	45	22	52	11	943
要介護3	896	40	45	22	59	12	1,074
要介護4	1018	40	45	22	66	14	1,205
要介護5	1142	40	45	22	74	15	1,338

(注1) 当事業所では、介護職員総数のうち「介護福祉士」の占める割合が100分の50以上となっております。

(注2) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は利用するサービスによって加算が異なります。

(注3) 一定の所得以上の方は2割負担又は3割負担になる場合があります。

(注4) 高額介護サービス費の制度があり、一定額以上の支払いには払戻しされる場合がありますのでお尋ねください。

☆「日常生活自立度」Ⅲa以上の方は、認知症加算として1日につき60円を加算します。

☆介護職員処遇改善加算Ⅰとして1ヶ月の合計（食費を除く）に5.9%、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして1ヶ月の合計（食費を除く）に1.2%がそれぞれ加算されます。

☆3の(1)の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。（おやつ代込み）

料金：1回あたり 550円

②余暇活動

利用者の希望により余暇活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

花巻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本内容	基本利用料 利用者負担(1割)	基本利用料 利用者負担(2割)
要支援1 事業対象者	週1回程度 月4回越えの場合	384円/回 1,672円/月	768円/回 3,344円/月
要支援2 (事業対象者)	週2回程度 月8回越えの場合	395円/回 3,428円/月	790円 6,856円/月

(注1) 上記の基本利用料は、花巻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 事業対象者は原則週1回程度(要支援1相当)とします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
サービス提供体制 強化加算(I)※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	880円	88円	176円
		要支援2	1,760円	176円	352円
介護職員 処遇改善加算I※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		上記基本部分と各種加算の合計 5.9%		
介護職員等特定 処遇改善加算I※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		上記基本部分と各種加算の合計 1.2%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

(注3) →新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せします。

その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。